

## 令和 4 年度 文化財調査実施要領

## 1 調査名

令和 4 年度山形県文化財調査（最上地域の彫刻）

## 2 調査目的

少子化・高齢化・過疎化によって散逸・滅失・流出の危機にある地域の貴重な文化財について、専門家による調書の作成及び撮影を行って記録するとともに、県が指定によって保護措置を図るべき文化財を把握する。

## 3 調査対象

次の山形県最上地域の寺社等に所蔵されている彫刻

- ① 市町村指定文化財が所蔵されている寺社等
- ② その他（市町村から情報提供のあったもの、調査の課程で新たに把握できたもの等）

## 4 調査期間

令和 4 年 11 月 7 日（月）、8 日（火）、14 日（月）、15 日（火）、16 日（水）  
計：5 日間

## 5 調査内容

令和 5 年度以降に実施する本調査に向けた事前調査として、寺社等に所蔵されている仏像、神像等の彫刻について、写真撮影、所有者への聞き取り等を行う。  
写真撮影にあたっては、原則現状のまま、できるだけ多くのカットで撮影を行う。

## 6 調査者

- ・長坂一郎（山形県文化財保護審議会委員）※調査監督
  - ・岡田 靖（東京藝術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻保存修復彫刻研究室准教授）
  - ・山田亜紀（同大学同研究室助手）
- ほか、同大学同研究室博士後期課程の学生数名が参加
- ※ 調査日によって調査者数は変動する。
  - ※ 調査には県及び市町村職員が同行する。

## 7 留意事項

新型コロナウイルス感染防止の観点から、次の対策を講じる。

- ・発熱（37.5℃以上）や風邪の症状がある者（調査先の対応者も含めて）がいる場合は実施しない。
- ・マスク着用を含む咳エチケットや手洗い等を徹底する。
- ・調査の時間を極力短くするとともに、密閉した空間での指導は行わない。
- ・近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話を避ける。

## 今後の指定等の在り方について

令和 3 年 3 月 30 日  
山形県文化財保護審議会決定

### (1) 指定候補の把握の方法

以下の見直しの方向性に従って、①及び②の方法によって指定候補を把握する。  
※よって、従来のランク制度は廃止する。

#### 【見直しの方向性】

- 県内全域の文化財を幅広く調査することで、適切に指定候補を把握する。
- 分野や地域性に配慮した指定を行うことで、本県の文化財保護を推進する。

#### ① 文化財調査に基づいた指定候補の把握の方法

地域に残る文化財（国及び県による指定等によって保護措置が図られていない文化財が対象）を調査し、分野や地域性に配慮しながら計画的に指定候補を把握する。調査によって価値が明らかになった文化財については、指定基準に則り指定する。

#### ② 文化財調査以外による指定候補の把握の方法

学術研究の進展や修理等による新たな事実の判明などによって価値が十分に認められた文化財については、従来通り各分野の担当委員からの提案をもとに、指定基準に則り指定する。

### (2) 県指定文化財の整理の方法

県指定文化財に関して、学術研究の進展や修理等による新たな事実の判明などによって明らかになった情報を反映させることで適切に価値を評価する。

#### ◆整理内容

名称の変更	文化財名称を変更するもの。
員数の変更	文化財の員数を変更するもの。
統 合	複数の文化財を一つの文化財に統合するもの。
分 割	一つの文化財を複数の文化財に分割するもの。
種別の変更	指定種別を他の種別へ変更するもの。
追加指定	すでに指定されている文化財に対して、市町村指定または未指定の文化財を追加して、指定するもの。

#### ◆進め方

- 事務局及び各担当委員による協議のもと、調査を進め、上記整理を積極的に進める。
- 整理を行った指定文化財については、各年度第 1 回または第 3 回審議会において、事務局から提案し、適切に変更等の措置を講じる。